



令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準 備 書 面 7

令和4年6月6日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小 島 延 夫



同 代理人弁護士 北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士 篠 木 潔



同 代理人弁護士 馬 場 勝



第1 託送供給等約款及び接続供給兼基本契約の条項について

1 電気事業法18条1項では「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とされているところ、同規定に基づき、九州電力は託送供給等約款（甲4）を定めた。

2 そして、同託送供給等約款に基づき、九州電力と、丸紅新電力、原告他2社の間において、平成28年6月30日付けで、九州電力を託送供給者、丸

紅新電力、原告他2社を託送受給者として、接続供給兼基本契約（甲5。以下、「本件接続供給契約」という。）が締結された。本件接続供給契約は、託送受給者4名の代表契約者を丸紅新電力として、丸紅新電力、原告他2社と九州電力の間の五者間契約とするものであり、九州電力が原告らに対して行う接続供給に関して、そのサービス内容、料金算定、支払方法等を定めたものである。

なお、本件接続供給契約はその後、6つの小売電力事業者が加わり、令和元年9月30日時点で11者間の契約となっていたが（甲6）、その後、九州電力は、令和2年4月1日に、その契約上の地位を九州電力送配電に移転したため（甲7）、本件接続供給契約は、丸紅新電力、原告他各社と九州電力送配電の間の契約となっている。

3 ところで、本件接続供給契約は九州電力送配電の託送供給等約款に基づき締結されたものであるところ（甲5の2枚目）、本件接続供給契約に記載のない事項については同契約及び同契約に付帯する契約書等によるほか、託送供給等約款によることとされている（甲5の47条）。また、九州電力送配電が託送供給等約款を変更したときは、変更後の託送供給等約款によることとなる（甲5の46条）。さらに、託送供給等約款においても、九州電力送配電は経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあることや、この場合に料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款による旨の規定が設けられている（甲4の2項「託送供給等約款の認可および変更」）。

以上より、本件変更認可処分がなされたことで、託送供給等約款の内容が変更されて、変更後の託送供給等約款が直ちに適用されることとなり（甲4の2項、甲5の46条）、その結果、原告は賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払いを余儀なくされることとなる。

なお、訴状8頁で述べたように、九州電力送配電は経済産業大臣からの通知に基づき、令和2年7月28日に経済産業大臣に対し、託送供給等約款変

更認可申請を行い（甲17・託送供給等約款変更認可申請書）、同年9月4日に認可された。そして、同変更認可処分がなされたことで、託送供給等約款の内容が変更され、変更後の託送供給等約款が直ちに適用されることとなった（甲18・託送供給等約款）。その結果、原告は賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払いを余儀なくされている（甲19・接続送電サービス料金請求書）。

- 4 また、これまでに託送供給等約款は何度か変更されたことがあるものの、当該約款変更に伴い、本件接続供給契約書の内容が変更されたことはない。このことは、託送供給等約款の変更認可処分がなされたことで、直ちに同約款の内容が変更され、変更後の託送供給等約款が直ちに適用されることを示すものである。

以上